

お申込み時に必要な書類(各1部)

★ ご提出書類に不備がないか、以下のチェックポイントにて質問内容をご確認ください。

チェック欄	番号	書類名等	チェックポイント
	1	○共用部分リフォーム ローン借入申込書	◆ 管理組合印は押印されていますか？ ☆1 ◆ 記入漏れはありませんか？ ⇒沖縄公庫HPにて掲載しております。
	2	個人情報の取扱いに 関する同意書	◆ 管理組合印は押印されていますか？ ☆1 ⇒沖縄公庫HPにて掲載しております。
	3	保証委託契約申込書 (公財)マンション管理センター宛)	◆ 管理組合印は押印されていますか？ ☆1 ⇒(公財)マンション管理センターHPにて掲載しております。
	4	管理規約(写)	◆ 組合員・業務・役員・集会(総会)・理事会・会計に関する 規定はありますか？ ◆ 修繕積立金を管理費に充当できるという規定はないですか？
	5	区分所有状況の 確認資料	★ マンション全体の住戸番号・専有面積を記した資料 (既存の資料で構いません) 上記以外の場合 ★ 「区分所有状況説明書」 ⇒沖縄公庫HPにて掲載しております。
	6	総会の議案書・議事録の 写し	◆ 今回の工事、借入、返済方法、(公財)マンション管理センター への保証委託に関する承認事項が含まれていますか？ ◆ 手持金や返済金に充当するため一時金を徴収する場合又は積立金を 増額する場合、徴収額が決議された時の議事録はありますか？ ◆ 予算書及び決算書を決議したことが承認事項に含まれていますか？ 管理組合法人ではない場合 ★ 現在の管理者の選任に関する議事録(写) ◆ 議長と議事録署名人名2名の署名・捺印はありますか？
	7	予算書及び決算書の写し (1期分)※会計期間が 6ヶ月の場合2期分 決算時の議事録の写しも併 せて提出してください。	◆ 修繕積立金会計と管理費会計は区分されていますか？ ◆ 予算書はありますか？
	8	(決算書に記載された決算時の修繕積立金の累計滞納額が算出できない場合のみ) 修繕積立金の帳簿等の 写し(滞納割合の確認)	◆ 滞納割合が10%以内ですか？ ◆ 申込日の属する月の前月までの1年間にかかる修繕積立金の帳簿は ありますか？
	9	(決算書に記載された決算時の修繕積立金の残高が今回の資金計画の手持ちに満たない場合のみ) 工事費に充当する預金の 「残高証明書」または 「預金通帳の写し」	◆ 預金口座は現在の管理組合理事長名義になっていまか？ ◆ 借入申込書に記載されている「残高」の金額と一致していますか？ ◆ 申込日の前月末の残高になっていますか？
	10	工事見積書及び内訳書 (写)	◆ 借入申込書の工事内容と一致していますか？
	11	本人確認書類	◆ 理事長(代表理事)、監事等、代理人の方の身分を証明する公的証明書(運 転免許証等(写しの場合には、両面)
	12	「沖縄振興開発金融公庫住宅 宅地債権積立手帳」の写し又 は残高証明書(写)	◆ 沖縄公庫住宅宅地債権(美ら家債)をご利用されている場合のみ
	13	履歴事項全部証明書 (商業登記簿謄本)	◆ 管理組合法人の場合のみ
	14	その他公庫が必要と認めた 書類	※公庫が必要と認めた場合には、上記以外の書類を提出していただくことがあ ります。

※耐震改修工事又は浸水対策工事を行う場合は、他に提出いただく書類がございますので、本店住宅融資班にお問い合わせください。

- ☆ 1 管理組合法人の場合は、法務局に提出している代表理事の印です。
- ☆ 2 管理規約の内容が十分でない場合は、工事完了までに改定していただくことがあります。
- ☆ 3 工事完了後に、工事前と後の写真をご提出していただきます。

【ご注意】

1. 必要書類を全てそろえた上で、お申込みください。
2. ご提出いただいた書類はお申し込みを辞退した場合などもお返しできませんので、あらかじめご承知おきください。
3. 一旦お申込みされますと、申込みの日から6ヶ月を経過する日の属する月の末日までは、申込みのやり直し(辞退等の後の再度の申込み)はできません。
4. 申込書の記載内容に虚偽があったとき、又はご提出いただいた書類が真正なものでなかったときは、融資をお断りいたします。
5. マンション分譲時の分譲事業者又は工事施工業者が住戸を所有している場合で、いずれかの業者が単独で所有している住戸の住宅部分の専有面積が、住宅部分全体の専有面積の合計4分の1を超えるときは、当該法人の3期分の決算書(写)及び勘定科目内訳明細書(写)を提出していただきます。